

令和7年3月28日
消 防 庁

「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」の公表

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」こととされました。

このことを踏まえ、消防庁では、安全の確保を前提に、水素等のGX新技術に関連する危険物規制のあり方等について検討しました。

この度、報告書がとりまとめられたので公表します。

1 検討結果の概要（詳細は別紙参照）

(1) 危険物規制に係る技術基準の合理化

ア リスクに応じた柔軟な対応が可能な技術基準の整備

次の事項について、一定の安全対策等が講じられる場合には、リスクに応じた柔軟な対応が可能な基準とすることが適当であるとされました。

- (ア) 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける離隔距離（保安距離）
- (イ) 危険物施設の周囲に設ける空地（保有空地）
- (ウ) 危険物を長距離移送するための配管の最小厚さ

イ ガソリンスタンドにおけるMCH関連設備（脱水素装置等）の設置

一定の安全対策等を講じる場合には、ガソリンスタンドにMCH関連設備（脱水素装置等）を設けることができることとするのが適当であるとされました。

(2) 危険物規制に係る手続きの合理化

高度な保安体制を構築した事業所については危険物施設の軽微な変更工事に係る手続きを合理化していくことについて、引き続き議論を深めていくことが適当であるとされました。

(3) その他

消防本部における専門的な審査業務等に更なる高度な専門性が求められることから、専門知識等を有する第三者機関の活用など、引き続き議論を深めていくことが適当であるとされました。

2 今後の予定

本検討結果を踏まえ、所要の政省令改正等を予定しています。

3 その他

報告書の全文については消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



<問い合わせ先>

総務省消防庁危険物保安室 千葉、三宅

TEL : 03-5253-7524 (直通)

E-mail : fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

検討の背景

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるG Xの取組の環境を整備するため、水素等のG X新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」とこととされた。

このことを踏まえ、水素等のG X新技術に関連する危険物規制の課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体、関連企業が立地する地方公共団体に対してヒアリング調査を実施した。

調査の結果、明らかになった課題を検討項目として、安全の確保を前提に、危険物規制のあり方について検討した。

検討項目

1 危険物規制に係る技術基準の合理化

- (1) リスクに応じた柔軟な対応が可能な技術基準の整備
 - ア 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける離隔距離（保安距離）
 - イ 危険物施設の周囲に設ける空地（保有空地）
 - ウ 危険物を長距離移送するための配管の最小厚さ
- (2) ガソリンスタンドにおけるMCH※関連設備（脱水素装置等）の設置

2 危険物規制に係る手続きの合理化

変更工事に係る手続きの簡略化

3 その他

消防本部における専門的な審査・検査業務の支援

検討会の委員

<委員>（敬称略、委員以下は五十音順）

座長	三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授
委員	金子 正和	川崎市消防局 予防部 保安課長
	穴戸 洋平	東京消防庁 予防部 危険物課長
	辻 佳子	東京大学 環境安全研究センター長・教授
	土橋 律	東京理科大学 創域理工学研究科 教授
	西 晴樹	消防大学校 消防研究センター 技術研究部長

<オブザーバー>

石油連盟 技術委員会 C N技術開発専門委員会
一般社団法人 水素バリューチェーン推進協議会
危険物保安技術協会
経済産業省産業保安グループ産業企画室

※MCH（メチルシクロヘキサン）は、消防法上の危険物に該当する。

水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書（概要）

1 危険物規制に係る技術基準の合理化について

(1) 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける離隔距離 (①)

現行基準では、一律に20m以上の離隔距離を求めている。

→ 耐火構造の塀の設置等により相互に延焼等を生じさせない場合は、20m未満とすることができることとするのが適当である。

(2) 危険物施設の周囲に設ける空地 (②)

現行基準では、一定幅の空地を設けることを求めている。

→ 消防隊による消火活動のための放水設備の設置等の措置を講じる場合は、空地の幅を減じ、又は空地を設けないことができることとするのが適当である。

(3) 危険物を長距離移送するための配管の最小厚さ (③)

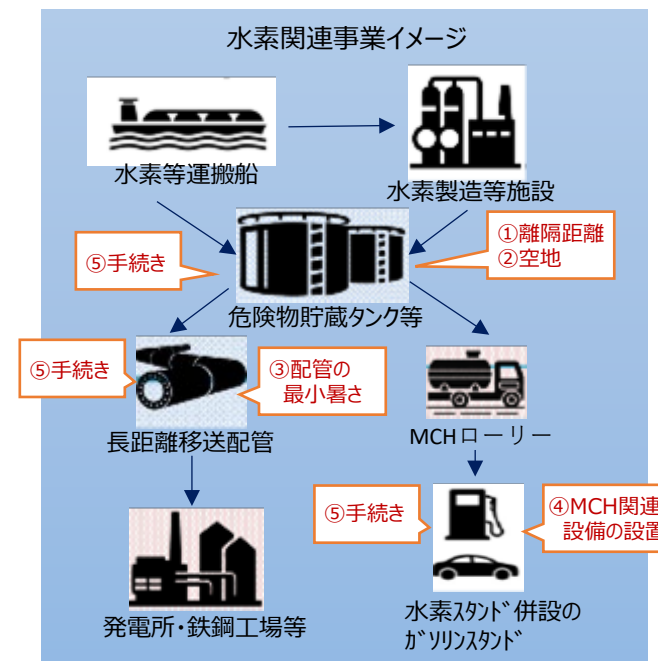
現行基準では、配管の外径に応じ、配管の「最小厚さ」を規定している。

→ 配管への不測の損傷事故を防止するための管理体制を確保できる場合は、配管の厚さを合理化できることとするのが適当である。

(4) ガソリンスタンドにおけるMCH関連設備（脱水素装置等）の設置 (④)

現行基準では、ガソリンスタンドに設けることができる設備は、洗車機や電気自動車充電設備などに限定している。

→ 水素や危険物の漏洩時の自動停止装置を設ける等の措置を講じる場合は、ガソリンスタンドにMCH関連設備（脱水素装置等）を設けることができることとするのが適当である。



2 危険物規制に係る手続きの合理化等について (⑤)

高度な保安体制を構築した事業所については危険物施設の軽微な変更工事に係る手続きを合理化していくことについて、引き続き議論を深めていくことが適当である。

3 その他

消防本部における専門的な審査・検査業務への専門知識等を有する第三者機関の活用について、引き続き議論を深めていくことが適当である。